

(一) 金壹萬円也ラ會社ヨリ支給スルコト

(二) 自治會ハ京成從業員ニ對シ今後入會ノ勸誘ヲ爲サザルコト

(三) 自治會京成支部ヲ即時解散スルコト  
同時ニ親和會ヲモ即時解散スルコト

(四) 四月一日休業ヲ爲シタル行爲ニ對シ會社ニ對シ謝罪狀ヲ提出スルコト

(五) 解雇者百四十七名全部ハ四月十日ヨリ復職セシムルコト

(六) 右解雇者以外ノ解雇者ハ會社ニ對テ極力就職ヲ斡旋スルコト

(七) 本協定ハ明日九日親和會ノ解散決議ト共ニ

効力ヲ生スルコト。六項七項ハ絕對秘密トシ發表セザルコト

二 交渉成之後爭議團ノ状態

前記交渉委員カ會見ヲ終リ一般爭議團ニ

報告スルニ先々自治會ハ同日(八日)午後四時

五十分ヨリ京成支部事務所ニ於テ中央委員

會ヲ開キ協定ニ關シテ密議スル所アリタルガ在

翼派ハ交渉委員ノ態度ヲ軟弱ナリト攻撃シ極

ク該所定ニ反對ノ意見ヲ主張シタル爲メ茲ニ左右

兩派ノ論争トナリ約二時間ニ亘リテ激論ヲ戰

ハスニ到レリ然レドモ右翼派ノ懇説効ラザリシ

中央委員會ハ結局該協定ヲ承認スルコトニ決シ